

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団（鳥取市相生町四丁目4-1-1番地） 理事長 衣笠 克則

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

561,000,000円（債務負担行為限度額 561,368,000円）

[参考]単年度指定管理料の額

年度	指定管理料の額
平成31年度	111,400,000円
平成32年度	112,400,000円
平成33年度	112,400,000円
平成34年度	112,400,000円
平成35年度	112,400,000円

4 選定理由

鳥取二十世紀梨記念館の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進、観光振興及び県内果樹振興への寄与、施設設備の維持管理など種々の点で努力や、積極的な工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 公募の経緯

(1) 募集期間

平成30年7月2日から同年8月15日まで（現地説明会 平成30年7月18日）

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市相生町四丁目4-1-1番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

名前	所属・役職等
竹内 潔（委員長）	鳥取大学地域学部地域学科准教授
若松 信宏（副委員長）	西日本税理士法人 税理士
稲井 巳幸	元とっとり観光親善大使
岸田 志保	梨ひめの会（先進的梨農家）
木嶋 哲人	鳥取県農林水産部農業振興戦略監

(2) 開催経緯

審査委員会：平成30年8月22日

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(指定管理者制度及び鳥取二十世紀梨記念館の概要説明、募集要項・審査項目等については、6月13～15日にかけて各委員に個別説明等を行い、委員全員の了承を得て決定した。)

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格	必須 配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (観光振興への取組、果樹振興への取組、サービス向上策、利用促進策等) ・管理の基準 〔開館時間、休館日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・利用者等の要望の把握	40
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・収支計画及び見積内容 ・県の委託料額の多寡	15
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 〔障がい者雇用 男女共同参画推進企業の認定 I S O ・ T E A S の認証等〕 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 ※申請者が現在の指定管理者の場合のみの審査項目	40
5	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツの導入提案(新規項目)	5

(4) 審査結果

審査基準	配点	一般財団法人 鳥取県観光事業団	委員からの主な意見等
1	適/不適	適	・施設の平等な利用を確保できるものである。
2	40	27.6	・計画全体としては評価できる。 ・外国人の方が増えているので、わかりやすいガイドシステムが必要。 ・ガーデニングコーナーに音声案内を付けるなどすると、もっとわかりやすい。 ・ガイドボランティアについての育成を検討すべき。 ・中部地区の他の観光施設（白壁土蔵群、青山剛昌ふるさと館など）とのコラボレーションをもっと図るべき。
3	15	11.8	・限られた予算における管理運営は評価できる。
4	40	28.1	・財政基盤は安定しており、健全経営である。
5	5	0.0	
合計	100	67.5	

※点数は審査会出席委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

○午前9時から午後5時まで（最終入館 午後4時40分）

- ・倉吉未来中心で全国規模の大会・イベントなどがある場合は、柔軟に対応する。
- ・旅行会社等の依頼により、前後の開館時間を延長する必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

○休館日 毎月第1、第3、第5月曜日及び12月29日から1月3日まで

*倉吉未来中心の休館日と同様である。

*ただし、旅行会社等の依頼により開館の必要がある場合は、できる限り要望に応じる。

(2) 利用料金

	個人	団体（有料10名以上）	団体（有料20名以上）
大人（高校生以上）	300円/人	270円/人	240円/人
小人（小学生以上）	150円/人	130円/人	100円/人

・会員制パスポート料金（有効期間1年間）

種別	新規	継続
大人（高校生以上）	1,500円/人	1,200円/人
小人（小学生以上）	700円/人	500円/人

○減免事項

- ・現行の減免事項を一部変更する。

（これまで、県内・県外問わず全額減免としていたが、招致活動に力を入れる経費に充てるため校外学習利用者を県外のみ5割減免へ）

(3) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- インフォメーションに常時職員を配置し、館内情報の提供、周辺地域の観光案内など、総合案内機能を充実する。
- 情報発信・広報宣伝
 - ・広報宣伝資料を充実する。(一般用と旅行会社用を別に作成)
 - ・ホームページ、SNS、マスメディア、パブリシティを活用した情報発信を行う。
- 来館者の満足度の向上や県産果実に対する理解を促進するためのイベントを充実する。
- ミュージアムショップとフルーツパーラーを直営方式により運営し、梨を中心にした商品を取り扱い、他の施設と差別化を図るとともに、県産梨の魅力をPRする。
- 中部地域の観光関係団体や梨生産者等で構成する連絡協議会を設け、運営について意見交換を行う。

(4) 観光振興への寄与

- 毎年12万人以上の誘客のため団体旅行、個人旅行双方の誘致にバランス良く取り組む。
- 旅行会社の特性を踏まえ、きめ細かい営業活動を実施する。
- 中部観光推進機構、市町村観光協会、旅館組合等と連携した合同キャラバン等を実施する。
- 増加している外国人観光客の更なる誘致のため県、山陰インバウンド機構等との連携を強化する。

(5) 県内果樹振興への寄与

- 梨生産農家への情報提供・情報交換の場として「梨づくり大学」の実施や「梨のなんでも相談室」を常設化する。
- 果樹研究同志会、生産グループ等による調査研究活動への助成を行う。
- 鳥取県梨コンクール、鳥取県梨づくり大会を開催する。
- 小中学生を対象とした食農教育を推進する。

(6) 収入確保及び経費削減のための取組

- 売店・喫茶営業による売上の確保を行う。
- 再委託業務の契約における複数年契約、競争入札を実施する。

(7) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

- 職員の意識向上による廃棄物の減量化を行う。
- リサイクル、グリーン購入を実施する。
- TEASⅡ種の環境管理マニュアルに基づく運営を実施する。

(8) 県との連携確保

- 県主催事業への積極的な参加等を行う。

(9) 組織及び職員の配置等

- 館長には、組織のマネジメント力があり、施設管理及び観光客誘致に関する知識と経験を有する者を、技術専門員には、果樹栽培及び果樹経営に関する高度な知識と経験を有する者を充てる。
- その他、シニアマネージャー1名、マネージャー1名、主任(主事)1名、インフォメーションスタッフ6名、技術専門スタッフ1名、ショップ・パーラーのパートスタッフ6名を配置する。